

【高知県公安委員会からのお知らせ】

公安委員会が行う直接検定の実施について(お知らせ)

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施します。

記

- 1 実施する検定の種別及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和6年10月30日(水)午前9時から
 - (2) 実施場所
高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県の区域内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県の区域外に住所を有する者で高知県の区域内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、1級検定受検資格認定書(雑踏警備業務の種別に限る。以下同じ。)の交付を受けた者
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準はそれぞれ、90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること
 - ウ 雑踏の整理に関すること
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること
- 6 検定申請の手続き

検定を受けることを希望する者は、次により検定申請の手続きを行うこと。

(1) 検定申請受付期間

令和6年9月30日(月)から同年10月4日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間

(2) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(3) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は受け付けない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面

(ア) 4(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成にかかる書面

(イ) 4(2)に該当する者にあつては、公安委員会から交付を受けた、1級検定受検資格認定書の写し

(5) 受験票の交付

検定申請者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受験票を交付する。

7 検定手数料

受検対象者として確定した者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付する必要がある。

なお、納付された手数料は返還しない。

8 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

(電話番号088-826-0110 内線3022/3024)

又は県下各警察署の警備業担当窓口

※ 検定申請書は、このホームページから様式を取り出して使用してください。